衰式1-1		捨て	捨て印料			年 組 番		番	
				*	是出年月日	会和	年	月	В
	山梨県教育委	員会教育長 殿		1/	СШ /1 Н	13 /I H	'	/1	Н
		高校生等	穿 學 给 付	金受給申	請書				
	の申請書の話	こ、□にレ印を付けてくた 己載内容は、事実に相違さ	ありません。		60.70 A	b≠→ □□n-	ticie i	т	
□ 和 □ こ	ムは山梨県以外 の申請の対象	窓偽の記載があった場合は トの都道府県に高校生等st をとなる高校生等は児童行 ■設の高校生等を除く))	奨学給付金の 福祉法によっ	の申請は行 る児童入所	「っており 「施設措置	ません。			育成費
		†金の受給を申請します。		3. (10.05)	3. 2, 0				
	者について】				•				
#	□請者住所	〒 山梨県		ふりがな					
(保護者等住所)		一米木		申請者氏名 (保護者等氏名)			印		
	生等との関係 ずれかに〇)	親権者 ・ 未成年後見人 ・ その他 (· 未成年後	後見人である)	5里親・	主たる生	計維持者	· · 生征	走本人
	電話番号	()							
		,							
【対象	となる高等学校	交等に通う高校生等につい [、]	て】対象とな	る高校生等か	『複数いる場	合は、それ	れぞれの申	₹請が必要	きです。
	ふりがな				昭和				
高校生等氏名				生年月日	平成	年	月		日
	学校の名称	山梨県立甲府工業高等学校							
高等学校等現在在学する		国立・公立							
		学校の種類・課程・学科: 高等学校(定時制)							
	学校の所在地	山梨県甲府市塩部2丁目7番1号							
	在学期間	平成・令和 年 月 日入学。					在学中に給付金を受給した回数		
		7月1日現在、第 学年(年次)に在学。						なし 1回 2回 3回 4回 不明	
		7月1日処任、 <u>另</u>	<u> </u>	(午次)に	·仕子。 				
		学校名	平成・令和 年	令和 年 月 日	学校の種類・	課程・学科		付金を受給	
※該当者のみ記入 過去の高等学校等 における在学期間			~平成・令和	介和 年 月 日			なし 1回		4回 不明
		学校名 立 ~平成·令和			学校の種類・	課程・学科	在学中に給		
							なし 1回	2回 3回	4回 不明
			T/JK: 17 代H	TE I 74 H					
		学校名 平成·令和	平成・令和 年	年 月 日	学校の種類・	課程・学科	-		
		立立	~平成·令和	年 月 日			なし 1回		
			1		I				

様式1		א מווע	の状況について】(1)~(3)の		<u>ーー</u> たみみてください	_		
(1)	7月1	1 日現	在、生活保護法(昭和25年	法律第144号)第3	そいけてくたさい。 36条の規定による生業扶助(高等学校等		
叔	は学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。							
		□ 「生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等 就学費)受給証明書」 ※福祉事務所長の印が押されているもの						
			人番号カードの写し等(個人 項証明書等)又は課税証明書		- ド、個人番号が記載された住	民票の写し、		
	1		親権者(両親) 2名分					
			親権者1名分(親権者が、一 その者を除く。		目談所長、児童福祉施設の長であ	る場合は、		
	2		・7月1日現在、離婚、列	死別等により親権者が の、家庭の事情(DVધ	等)によりやむを得ず、親権者	 香の		
			未成年後見人()名 名 親権者が存在せず、未成年		いる場合(未成年後見人が複数	が選任されて		
	3		いる場合は、全員分)	る場合又は財産に関する	る権限のみを行使すべきことと	·		
			生徒の生計をその収入により ※生計維持関係を確認するが					
	4		・親権者又は未成年後見人 ・成人に達しているが主た	が存在しない場合、				
			生徒本人 ※生徒の保険証の 親権者、未成年後見人又は		ださい いずれも存在しない場合であり	7 生徒本人		
	5		が成人に達している場合		''' '' '' '' '' ''' '' ''' '' '' ''' '	/ \ _		
*	(2) [
		SHALL III	の世帯は、7月1日現在、生活 かは受給していません。	活保護法(昭和25年	法律第144号)第36条の	規定による生		
*	個人都	<u> 号力</u>	ーーーー ードの写し等を提出する保護		手の続柄を記入してください。			
			(ふりがな) 氏 名	生徒との 続 柄	(ふりがな) 氏 名	生徒との 続 柄		
*	<u>上記(</u>	录護者	等のその年の1月1日現在の	市区町村までの住所を	記入してください。			
			都 道 府 県	市区町村	都道府県	市区町村		

※7月1日現在、この申請書において奨学給付金を申請している高校生等以外に、**15歳(中学生を除く。)以上23歳未満**で、申請者に扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、以下に記入してください。 兄弟姉妹が他校で奨学給付金を申請している場合は「有」へ○をしてください。

扶	続柄	氏 名	職業または 学校名および 生年月日 課程(全日制・定時制・通信制) および学年		※高校生のみ 奨学給付金の 申請の有無に 〇をつける		
扶養親族					有 • 無		
の					有・無		
状 況					有・無		
	(例)兄	山梨 一郎	平成14年8月1日	私立〇〇高校(全日制)3年	有・無		

記入上の注意

- 【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。
 - イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に 在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
 - 口 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校(専攻科を含む)、中等教育学校の後期課程 (専攻科を含む)、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校 のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいま
 - ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校(全日制)」、「②高等学校(定時制)」、「③高等学校(通信制)」、「④高等学校(専攻科)」、「⑤中等教育学校(後期課程)」、「⑥中等教育学校(専攻科)」、「⑦高等専門学校(1~3学年)」、「⑧専修学校(高等課程)昼間学科」、「⑨専修学校(一般課程)昼間学科」、「⑩専修学校(高等課程)夜間等学科」、「⑪専修学校(高等課程)通信制学科」、「⑪専修学校(一般課程)通信制学科」、「⑩専修学校(高等課程)通信制学科」、「⑪各種学校(外国人学校)」、「⑮各種学校(その他)」の別を記入すること。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次の① ~⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により 親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきことと された未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)に該当する場合は,7月1日現在の生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ハ (2)②に該当するとするときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 - (2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の保護者等全員の個人番号カードの写し等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の個人番号カードの写し等を提出できない場合」は、(2)④及び⑤並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ (2)①又は③に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。
- ホ (2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)の個人番号カードの写し等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類(健康保険証等の写し等)を添付してください。
 - (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合 法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳(中学生は除く。)以上23歳未満の被扶養者については、扶養を確認できる書類(健康保険証等の写し等)を添付してください。

留意事項

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業し又は 修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生 省発児第86号)による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特 別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)が措置されている場合には、原則として 補助対象外となります。
- 二 記載事項に誤りがあった場合は、修正をお願いすることがあります。訂正等がある場合に は、訂正箇所に二重線を引き、訂正印を捺印してください。